

統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit	
番号 H.S. code			I	II
95.03		三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型(作動するかしないかを問わない。)及びパズル		
9503.00		－ 電気式鉄道車両 (線路、信号機その他の附属品を含む。)		KG
	100	－ 縮尺模型の組立てキット (作動するかしないかを問わないものとし、電気式鉄道車両 (線路、信号機その他の附属品を含む。)を除く。)	DZ	KG
	200	－ その他の組立てセット及び組立てがん具		
	310	－ 娯楽用模型 (プラモデルを含む。)	DZ	KG
	390	－ その他のもの		KG
	410	－ がん具 (人間以外の生物又は動物を模したものに限る。)		
	410	－ 詰物をしたもの	NO	KG
	490	－ その他のもの	NO	KG
	500	－ 楽器類 (がん具に限る。)	DZ	KG
	600	－ パズル	NO	KG
	700	－ その他のがん具 (セットにしたものに限る。)	NO	KG
		－ その他のがん具及び模型 (原動機を自蔵するものに限る。)		
	810	－ プラスチック製のもの	NO	KG
	890	－ その他のもの	NO	KG
		－ その他のもの		
	910	－ プラスチック製のもの		KG
	990	－ その他のもの		KG
95.04		遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品 (ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。)		
9504.10	000	－ テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム		KG
9504.20	000	－ ビリヤード用の物品及び附属品		KG
9504.30	000	－ その他のゲーム用のもの (硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払い手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。)	NO	KG
9504.40	000	－ 遊戯用カード	ST	KG
9504.90		－ その他のもの		
	100	－ 電子式ゲーム用具 (電池内蔵式のもの)	NO	KG
	900	－ その他のもの	NO	KG
95.05		祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品 (奇術用具を含む。)		
9505.10	000	－ クリスマス用品		KG
9505.90	000	－ その他のもの		KG
95.06		身体トレーニング、体操、競技その他の運動 (卓球を含む。)又は戸外遊戯に使用する物品 (この類の他の項に該当するものを除く。)及び水泳用又は水遊び用のプール		
		－ スキーその他のスキー用具		
9506.11	000	－ スキー		PR
9506.12	000	－ スキーの締め具		KG
9506.19	000	－ その他のもの		KG
		－ 水上スキー、サーフボード、セールボードその他の水上運動用具		
9506.21	000	－ セールボード	NO	KG
9506.29	000	－ その他のもの	NO	KG
		－ ゴルフクラブその他のゴルフ用具		
9506.31	000	－ クラブ (完成品に限る。)		NO
9506.32	000	－ ボール		NO
9506.39	000	－ その他のもの		KG
9506.40	000	－ 卓球用具		KG
		－ テニスラケット、バドミントンラケットその他これらに類するラケット (ガットを張つてあるかないかを問わない。)		
9506.51	000	－ テニスラケット (ガットを張つてあるかないかを問わない。)		NO
9506.59	000	－ その他のもの	NO	KG
		－ ボール (ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。)		
9506.61	000	－ テニスボール		NO
9506.62	000	－ 空気入れ式のもの		NO
9506.69	000	－ その他のもの		NO
9506.70	000	－ アイススケート及びローラースケート (これらを取り付けたスケート靴を含む。)	PR	KG
		－ その他のもの		
9506.91	000	－ 身体トレーニング用具、体操用具及び競技用具		KG
9506.99	000	－ その他のもの	NO	KG

第20部 雑品

第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit	
番号 H.S. code			I	II
95.07		釣りざお、釣針その他の魚釣用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びにおとり具（第92.08項又は第97.05項のものを除く。）その他これに類する狩猟用具		
9507.10	000	－ 釣りざお		NO
9507.20		－ 釣針（はりすを付けてあるかないかを問わない。）		
	100	－ 擬餌針	GS	KG
	900	－ その他	GS	KG
9507.30	000	－ 釣り用リール		NO
9507.90	000	－ その他	NO	KG
95.08		回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備		
9508.10	000	－ 巡回サーカス又は巡回動物園のもの		KG
9508.90	000	－ その他		KG